

## 田中耕太郎『法の支配と裁判』について

### はじめに

田中耕太郎氏は、戦後日本の司法制度の成立に重要な役割を演じ、その影響力は現在につながっており、裁判司法に関する考察を行うときには、避けて通れない人物です。彼には多くの著書や論文がありますが、1960年に刊行された『法の支配と裁判』という書物を読むことで、最高裁判所長官としての、彼の司法制度に関する思想と、その制定に関する影響力あるいは業績の一端を知ることができるようです。この本は600ページを超える大著で、また入手困難ですが、巫が書物の読書ノートを作成し、内容をできる限り正確に要約し、裁判司法研究会の研究課題として発表したいと思います。巫の要約は検討の端緒を与えるものであり、議論のためにその詳細を要すると判断される場合には原著にもどって、あるいは再要約し、あるいは原著そのものを引用して、研究活動を深化させていければと希望します。

### 田中耕太郎氏の経歴

田中氏は1890年に鹿児島で生まれ、第一高等学校から東京帝国大学法科大学法律学校に進み、1914年に高等文官試験行政科に首席合格し、1915年に大学を首席で卒業しました。1917年に東京帝国大学助教授になり、欧米留学後、1923年に教授となり、商法講座を担当しました。キリスト教徒で、1926年にカトリックに受洗。1929年には法学博士の学位を得て、1937年に東京帝国大学法学部長、1941年に帝国学士院会員に選定されるという錚々たる法学者の道を歩んでいました。

戦後は、1945年10月に文部省学校教育局長、1946年5月に第一次吉田内閣で文部大臣として入閣、文相として日本国憲法に署名しました。6月に貴族院議員に就任。1947年に参議院選挙に立候補して当選、その後も文相として、教育基本法制定に尽力しました。

日本国憲法では、最高裁判所に違憲審査権や司法行政権を与え、司法権の独立を保障しましたが、田中氏は、その運用が本格的に始まった1950年5月3日に、第二代最高裁判所長官に就任し、1960年10月24日までその任にありました。在任期間は歴代最長で、三鷹事件、松川事件、砂川事件、警察予備隊違憲訴訟などの重要で、ある意味で困難な事件に携わり、司法行政や裁判官の訴訟指揮、あるいは裁判批判など、裁判の在り方について、積極的に意見を述べ、戦後司法の在り方に大きな影響を残しました。

1961年から1970年まで国際司法裁判所(ICJ)判事を務めました。

1974年3月1日に、新宿区の聖母病院で亡くなりました。享年83歳。

### 著書「法の支配と裁判」について

1960年に有斐閣から刊行された『法の支配と裁判』は、第一部、第二部、および付録から成り、第一部は田中氏の11本の論文、第二部は9本の論文、付録はアメリカン・バー・

アソシエーションに関する資料と、憲法調査会に関する資料です。

第一部および第二部の、合わせて 20 本の論文は、法曹時報やジュリストなどの法律専門誌に田中氏が発表した論文で、論文の執筆日は 1951 年 12 月から 1960 年 1 月 3 日までの間で、いずれも氏の最高裁長官の在任期間内に書かれたものです。論文の内容は、当時の日本の裁判所が抱えていた問題に対する対策を提案したものが多いため、日本の司法制度のあるべき形についての、彼の考え方がよく表れています。

## 法の支配と裁判の内容

### 第一部

#### 新憲法と世界観的秩序

昭和 29 年(1954 年)11 月 29 日、ジュリスト 73 号、昭和 30 年(1955 年)1 月 1 日号  
裁判官の良心と独立について

昭和 29 年(1954 年)12 月 15 日、法曹時報 7 巻 1 号、1955 年 1 月  
裁判と世論

昭和 30 年(1955 年)7 月 7 日ジュリスト 87 号、昭和 30 年(1955 年)8 月 1 日号  
法における保守性と進歩性

昭和 30 年(1955 年)11 月 28 日ジュリスト 97 号、昭和 31 年(1956 年)1 月 1 日号  
裁判

昭和 30 年(1955 年)12 月 13 日、『法哲学講座』八巻、有斐閣、1956 年  
司法権と教育権の独立

昭和 31 年(1956 年)12 月 16 日、ジュリスト 121 号、昭和 32 年(1957 年)1 月 1 日号  
裁判と報道の自由

昭和 32 年(1957 年)11 月 26 日、ジュリスト 145 号、昭和 33 年(1958 年)1 月 1 日号  
憲法と現下司法の諸問題

昭和 33 年(1958 年)9 月 12 日、ジュリスト 163 号、昭和 33 年(1958 年)10 月 1 日号  
裁判批判の批判

昭和 34 年(1959 年)10 月 25 日、朝日ジャーナル 1 巻 33 号所載  
「法の支配」と自然法

昭和 34 年(1959 年)12 月 3 日、ジュリスト 193 号、昭和 35 年(1960 年)1 月 1 日号所載  
時際刑法理論より見た政令 325 号事件

ジュリスト 49 号、昭和 29 年(1954 年)1 月号

### 第二部

#### 訴訟促進の論理

昭和 26 年(1951 年)12 月 19 日、法曹時報 4 巻 1 号、1952 年 1 月  
法廷秩序維持の諸問題

昭和 27 年(1952 年)12 月 3 日、法曹時報 5 巻 1 号、1953 年 1 月

上訴権の濫用とその対策

昭和 28 年(1953 年)12 月 25 日、法曹時報 6 卷 1 号

ライス教授「司法の運営についての欧洲諸国よりの教訓」その他

法曹時報 6 卷 3 号、1954 年 3 月

法曹一元制の理念

昭和 30 年(1955 年)12 月 25 日、法曹時報

忌避権の濫用

昭和 31 年(1956 年)12 月 31 日、法曹時報 9 卷 1 号、1957 年 1 月

法曹の使命と責任

昭和 32 年(1957 年)12 月 1 日、(裁判官、検察官、弁護士合同協議会挨拶)

裁判の常識

昭和 34 年(1959 年)9 月 12 日

裁判における自由と秩序

昭和 35 年(1960 年)1 月 3 日、法曹時報 12 卷 1 号、1960 年 1 月

付録 I アメリカン・バー・アソシエーションの歴史と活動

付録 II 憲法調査会第十六回総会議事録(昭和 33 年 9 月 3 日於内閣総理大臣官邸)

以上

2021 年 5 月 5 日

巫召鴻